(様式１)

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書

年　　月　　日

向日市長　様

所　在　地

開設者の名称

代表者の職・氏名　　　　　　　　　　印

　　　　年度(前期・後期)について特定事業所集中減算に該当する判定を行いましたので、

関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 居宅介護支援事業所の名称 |  |
| 所　在　地 | （〒　　　－　　　　） |
| 連　絡　先 | 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| 管理者氏名 |  | 担当者氏名 |  |
| 介護保険事業所番号 |  |
| 判定期間における居宅サービス計画総数 | 年　月 | 年　月 | 年　月 | 年　月 | 年　月 | 年　月 | 合　　　計 |
|  |  |  |  |  |  |  |
| サービス種類 |  |  |  |
|  | 各サービスを位置づけた計画数　　(A) |  |  |  |
| うち紹介率最高法人の計画数　　　(B) |  |  |  |
| 紹介率最高法人が占める割合　（B）/（A） | ％ | ％ | ％ |
| 80％を超える場合、正当な理由の有無 | あり・なし | あり・なし | あり・なし |
| 紹介率最高法人 |  |  |  |
|  | 名　　　称 |  |  |  |
| 所　在　地 |  |  |  |
| 代表者の職・氏名 |  |  |  |
| 事業所名 | ① | ① | ① |
| ② | ② | ② |
| ③ | ③ | ③ |
| ④ | ④ | ④ |
| ⑤ | ⑤ | ⑤ |
|  |

※１　80％を超えるサービス種類について、居宅介護支援事業所ごとに作成してください。

※２　80％を超えない場合も、計算結果のわかるもの（様式任意）を５年間保存してください。

※３　虚偽の報告を行った場合は、「指定の取消し」等を含む行政処分を行うことがあります。

（様式２）

**正当な理由に関する説明書**

事業所名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 正　当　な　理　由 | 区　分 | 「該当」サービスの種類 |
|  ①　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（運営規程に定める地域）に、特定事業所集中減算の対象となる指定居宅サービス等事業所が、各サービスごとにみた場合に５事業所未満であること。（注）事業所数は、介護サービス情報公表システムに掲載されている事業所による。（<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php>） | 該当 | 非該当 |  |
| ②　特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業者である場合（加算の届出をしていなくても、その地域に所在する場合を含む） | 該当 | 非該当 |  |
|  ③　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合 | 該当 | 非該当 |  |
|  ④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 | 該当 | 非該当 |  |
|  ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中したが、それらを居宅サービス計画数（計算式の分母分子）から減じると80％を超えない場合。 （例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議や事例検討会その他地域包括支援センターから支援内容についての意見・助言を受けているもの。ただし、意見・助言の内容等や事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 該当件数(C) | 再計算後の割合 (B)-(C)(A)-(C)  |
|  | 件 | ％ |
|  |  |  |
|  |  |  |

　 | 該当 | 非該当 |  |
|  ⑥　ア 市町村（地域包括支援センターを含む。）等行政機関から、高齢者虐待などの困難ケースの計画作成の依頼を受けたこと又は他の複数の事業所が満床・定員超過であったことにより特定の事業所に集中したが、それらを居宅サービス計画数（計算式の分母分子）から減じると80％を超えない場合。 ただし、行政機関からの依頼、満床・定員超過の状況等､事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 該当件数(C) | 再計算後の割合 (B)-(C)(A)-(C)  |
|  | 件 | ％ |
|  |  |  |
|  |  |  |

　 | 該当 | 非該当 |  |
|  ⑥　イ 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価を受診し、サービスの質の向上に努めている事業所で、かつ、利用者の希望により特定の事業者に集中している場合。なお、第三者評価については、当該年度を含めて３年度以内に受診しているか、又は当該年度については、未受診であっても第三者評価を受診することが確実な場合。ただし、利用者の希望により事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されていること。（添付書類）当該事業所が受診済の場合は、受診結果表の写し（直近のもの）未受診の場合は、受診申込書の写し | 該当 | 非該当 |  |

※ 該当する項目に○印を示すこと